

# 福岡県公報

平成29年8月29日  
第3921号

## 目次

### 告示 (第552号 - 第558号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 2
- 特定危険薬物の指定 (薬務課) ..... 3

### 公告

- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ..... 3
- 一般競争入札の実施 (防災企画課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) ..... 10

### 公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (県警本部地域課) ..... 10
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (県警本部生活保安課) ..... 11
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (県警本部生活保安課) ..... 13

## 告示

### 福岡県告示第552号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名    | 変更前後別 | 区間  | 幅員 (メートル)         | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|---|-------------------|-----------|
| 福岡       | 県道    | 筑紫野古賀線 | 前     | 糟屋郡須恵町大字植木1142番2先から<br>糟屋郡須恵町大字植木1169番90先まで | 21.0<br>～<br>52.6 | 53.0      |
|          |       |        | 後     | 糟屋郡須恵町大字植木1142番2先から<br>糟屋郡須恵町大字植木1169番90先まで | 21.0<br>～<br>52.6 | 53.0      |

### 福岡県告示第553号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年8月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名        | 供用開始の区間                           |
|----------|------------|-----------------------------------|
| 飯塚       | 飯塚線<br>大野城 | 飯塚市内住2068番17先から<br>飯塚市内住2037番7先まで |

**福岡県告示第554号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第61号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域                      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 今屋敷   | 糟屋郡篠栗町大字和田（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第555号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第62号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|---------------------|-------------------------------|
|       |       |                     |                               |

|     |                            |         |                 |
|-----|----------------------------|---------|-----------------|
| 今屋敷 | 糟屋郡篠栗町大字和田（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面1に記載する表のとおり |
|-----|----------------------------|---------|-----------------|

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第556号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域                      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 今屋敷   | 糟屋郡篠栗町大字和田（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第557号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域                      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 今屋敷   | 糟屋郡篠栗町大字和田（別紙図面1に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面1に記載する表のとおり               |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第558号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (5 -フルオロベンチル) - N -フェニル - 1 H -インドール - 3 -カルボキサミド及びその塩類
- (2) 化学名 2 - (2 -フルオロフェニル) - 2 - (メチルアミノ) シクロヘキサン - 1 -オン及びその塩類
- (3) 化学名 3 -エチル - 2 - (3 -フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成29年8月30日



公告

苅田町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

就任監事

| 氏名    | 住所                |
|-------|-------------------|
| 大石 豊秋 | 京都郡苅田町大字下片島534番地3 |

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事

2 工事場所

福岡市博多区東公園7番7号福岡県庁 ほか205箇所

3 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。  
なお、詳細は「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
- (4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。  
なお、詳細は特記仕様書による。
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
- (7) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

平成12年4月から運用している本ネットワーク（通信回線、情報通信設備、電源設備及び防災関連システム等）を更新するものである。

なお、詳細は図面、仕様書等による。

整備対象172箇所（195施設）

光回線設備整備工事 1式

地上無線設備整備工事 1式

衛星無線設備整備工事 1式

撤去34箇所

既存設備撤去工事 1式

5 使用する主要な資機材

電線・ケーブル、配線配管金具等

6 工期

平成29年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成32年3月13日（金曜日）まで（平成31年度債務負担が県議会で議決されることを条件とする。）

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムによる入札は行わない。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課防災情報係（県庁行政棟9階北棟）

電話番号 092-643-3114

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

電気通信工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年9月5日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

(3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。

(5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(6) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(7) 単体企業で参加を希望する者は、次の条件を満たすこと。

ア 平成14年度以降に、元請（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員としては出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として完成した国又は都道府県の防災行政無線の施工実績を有すること。

イ 多重無線通信設備、衛星地球局設備又は都道府県防災用260MHz デジタル無線設備のいずれかの設計及び製作を行っていること。

ウ 平成27年10月1日から平成28年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における電気通信工事（専門工事）の総合評定値が670点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても670点以上であること。

エ 入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係がある監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できること。

(8) 共同企業体により参加を希望する場合は、次の条件を満たす2社又は3社から構

成される共同企業体であり、各構成員が9を満たすこと。

ア 共同企業体の各構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

イ 共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員が2社の場合は30%以上、構成員が3社の場合は20%以上であること。

ウ 共同企業体の代表構成員の出資比率が最大であること。

エ 共同企業体の代表構成員が、(7)全ての条件を満たすこと。

オ 共同企業体の代表構成員以外の構成員が、(7)ウ及びエの条件を満たし、かつ、平成14年度以降に、元請（共同企業体の構成員としては出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として完成した電気通信工事の施工実績を有すること。

#### 11 総合評価方式に関する事項

##### (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

##### (2) 総合評価の方法

10を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

なお、落札者の決定方法は、21による。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

##### (3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

##### (4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

#### 12 入札説明書の交付

##### (1) 期間

平成29年8月29日（火曜日）から平成29年10月26日（木曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時30分から午後4時30分まで

##### (2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

#### 13 契約条項を示す場所

8に同じ

#### 14 入札参加申込みの受付

持参又は郵送により、8の場所に、平成29年8月30日（水曜日）から平成29年9月5日（火曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

#### 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

##### (1) 受領期間

持参により提出する場合は、平成29年10月23日（月曜日）から平成29年10月26日（木曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、平成29年10月26日（木曜日）は午前8時30分から午前9時00分までとする。

また、郵送により提出する場合は、平成29年10月23日（月曜日）から平成29年10月25日（水曜日）までとする。

##### (2) 提出場所

8に同じ

##### (3) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

イ 入札執行回数は、1回とする。

#### 16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という

。)の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を持参又は郵送により8の場所に提出すること。

#### 17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に、持参又は郵送により8の場所に提出すること。

#### 18 開札の日時及び場所

##### (1) 日時

平成29年10月26日（木曜日）午前10時00分

##### (2) 場所

8に同じ

#### 19 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 入札参加者（共同企業体の場合は全ての構成員）について、開札日から遡って過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との最終契約金額が600万円以上の電気通信工事を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

##### (2) 契約保証金

請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額（税込み

）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

#### 20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

(10) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

(11) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

#### 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

##### (1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合

平成29年10月27日（金曜日）

(イ) 上記(1)オ又はカの方法で、落札者を決定した場合

平成29年11月上旬頃（予定）

イ 方法

入札者へ書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、電気通信工事について、平成29年5月1日から平成30年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

500円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額（税込み）の10分の2以内とすること。

また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、落札者（共同企業体の場合は代表構成員）は、10(7)エの条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦

情の申立てについては、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject matter of contract:

Renewal and Construction work of the Fukuoka Prefecture Disaster Prevention and Administrative information communication system.

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 5 September 2017.

(3) Deadline for the submission of tenders: 9:00 A.M. on 26 October 2017 if submitted in person. (Must be received by 25 October 2017 by post) .

(4) Contact:

Disaster Prevention and Planning Division

Disaster Prevention and Crisis Management Bureau

General Affairs Department

Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577

TEL 092-643-3114

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ春日店

(2) 所在地 春日市下白水205番1の一部 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成29年8月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン遠賀

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他16社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他19社 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成29年8月15日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめタウン八女
  - 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他22社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他19社 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成29年8月15日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめタウン行橋
  - 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他77社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役社長 山西 泰明<br>広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>他76社 |

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字猪野字池ノ浦1610番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡久山町大字猪野字池ノ浦1610番地40  
社会福祉法人至誠会福祉会  
理事 川原 正孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市長津三丁目868番1及び868番3から868番13まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
中間市中鶴四丁目15番8-405号  
株式会社サンリバー  
代表取締役 有田 雄二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
豊前市大字鬼木63番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
豊前市大字鬼木20番地の1  
社会福祉法人亀保の里  
理事長 前田 武雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市吉松一丁目552番2から552番12まで、554番3、560番3及び621番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区高砂二丁目8番1号  
九州セキスイハイム不動産株式会社  
代表取締役 岡田 雅一

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

|                     |  |
|---------------------|--|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  | 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）                            |
| 土砂災害特別警戒区域<br>今屋敷地区 | 福岡市博多区博多駅東二丁目8番22-507号<br>有限会社FURUハウス<br>代表取締役 古屋 宏治 |

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年8月29日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県行橋警察署の部祓郷駐在所の項中「皆見1742番地」を「皆見1742番地3」に改め、同表福岡県小郡警察署の部駅前交番の項中「祇園1丁目13番地12」を「祇

園1丁目13番地12」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 福岡県公安委員会告示第236号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成29年8月29日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

#### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日                            | 講習時間   | 講習場所                                |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|
| 平成29年10月19日（木）から同年10月26日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

#### (2) 追加取得講習

| 講習期日                            | 講習時間  | 講習場所                                |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 平成29年10月24日（火）から同年10月26日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

#### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
38名
- (2) 追加取得講習  
10名

#### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成29年9月25日（月）から同年9月27日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以

内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第237号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年8月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

| 実施日           | 実施時間                 | 実施場所                                |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成29年12月5日（火） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 施設警備業務1級

| 実施日           | 実施時間                 | 実施場所                                |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成29年12月6日（水） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 貴重品運搬警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 施設警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関す

ること。

## イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。